第44回 千川小学校跡地の活用を考える会 会議録

開催日時 場 所	平成27年11月11日(水)19:00~20:30 豊島体育館会議室
出席者	海保会長、柿沼副会長、米田副会長
	大橋、西島、宮島(俊)、宮島(明)、横田、中島、二木、染谷、佐々木、池田
	佐々木施設計画課長(計14名)
	公園検討部会委員:1名
	オブザーバー:常松福祉総務参事、石井土木担当部長(公園緑地課長事務取扱)、
	關学習・スポーツ課長、橋爪保育課長
	事業者:社会福祉法人七日会1名
資料	資料1 旧体育館の管理について
	資料2 桜の移植場所について
	資料3 ふるさと千川利用者数
	第42回(平成27年7月16日)会議録
	第43回(平成27年10月5日)会議録(案)

(会長)

みなさんこんばんは。第44回千川小学校跡地の活用を考える会を開催する。まず、次第1の旧体 育館の管理について説明をいただく。

(学習・スポーツ課長)

前回、条例上の位置づけと管理形態をお示しし、既存条例の地域文化創造館の運用について説明を した。本日は、既存条例と新設条例の違いを比較していく。

資料1-1、位置づけの比較について説明する。

- 1. 条例上の位置づけ 新設条例と既存条例(地域文化創造館)とで比較する
- 2. 施設の性格 新設条例は「集会施設」、既存条例は「生涯学習施設」となる。
- 3. 施設の種類 新設条例は「(仮称) 区民交流センター」、既存条例は「地域文化創造館」
- 4. 設置目的 新設条例は区民相互の交流と自主的活動の場の提供である。既存条例は文化・学習 活動の育成振興と地域住民の交流を通した地域の活性化を目的とする。
- 5. 区民への施設の貸出 両条例にて実施する。
- 6. 事業(講座・イベント等) 新設条例では実施しないが、既存条例では実施しなければならない。
- 7. 利用の手続き 両条例において、区長に申請し承認を得る。
- 8. 使用料 両条例において有料であり、新設条例では使用料を新たに設定する必要があるのに対し、既存条例では他の地域文化創造館とのバランスを考慮し同レベルに設定する。
- 9. 指定管理者による管理 新設条例では導入可能だが現実的には難しい。既存条例では導入できる。理由は後ほど説明する。

次に、管理形態の比較について説明する。誰がどのように運用していくかという切口で比較をする。

- 1. 案内・受付 区直営では管理委託するのが一般的であり、指定管理者の場合は指定管理者の職員で行うのが通例である。
- 2. 利用の承認 区直営では区が直接行い、指定管理者の場合は指定管理者が代行して行う。
- 3. 使用料の収納 区直営では区の収入となり、指定管理者の場合は指定管理者の会計・収入となる。
- 4. 事業(講座等)の実施 区直営すなわち生涯学習施設として運用する場合は委託又は区が自ら行う。指定管理者の場合は指定管理者が行い、さらに自主事業も行うことができ業者の収入となる仕組みがある。
- 5~8. 施設の清掃、設備の運転・保守、衛生管理、樹木、備品等の管理について、区直営では管理委託を行い、メンテナンス専門業者等に委託する場合もある。指定管理者の場合においても専門業者に再委託する事がある。
- 9~11. 備品類の管理、閉館時の警備セット、館内外の見回り・監視について、区直営では管理 委託するのが通例である。指定管理者の場合は指定管理者自身が行う。

続いて会計上の違いについて、区の会計と指定管理者の会計を比較した。

区直営の場合、区の会計で完結することとなる。歳出より収入が下回るときは税より賄う仕組みになる。

指定管理者会計の場合、指定管理料を区が確定支払いをする。見込みより収入が少ない、経費がかかる等の場合、リスクを指定管理者が負うことになる。仮に収支状況が良好な場合は指定管理者に利益が発生する。よって、場を提供するだけの施設では収入確保が少なく、受託事業者の確保が難しいのが実情である。

以上を踏まえ、運営形態を4つのパターンでお示しした。

パターン1、新設条例で区の直営を行った場合、利用希望者の抽選等を行い一定のルールを確保できる。

パターン 2、既存条例で区の直営を行った場合、事業実施のため職員が必要となりコストが発生する。

パターン3、新設条例で指定管理者が運営する場合、先ほども説明をしたとおり、場の提供のみでは収入確保が困難であり、受託事業者が見つかるかが問題となる。

パターン4、既存条例で指定管理者が運営する場合、実績が多数あるが、ふるさと千川については 貸室が少ないため、施設利用者と指定管理者が行う事業と折り合いをつけるのが難しい。

次に資料1-4で、ふるさと千川での活動と類似する地域文化創造館での取り組みを紹介する。

まず1番目、「ふるさと千川桜まつり」に対し、駒込地域文化創造館では「染井吉野発祥の地」として春と秋に祭りを開催している。

2番目「ふるさと千川花火大会」に対し、他の既存5館で花火大会の実績はない。

3番目「ふるさと千川盆おどり」に対し、日本の伝統的な盆踊りとは異なる「にゅ〜盆踊り」という催しがある。それに先立ち地域文化創造館全館でワークショップを行い、踊りのリーダーを養成し祭りの当日を迎えている。

4番目「ふるさと千川どんど焼き」に対し、他の5館での開催実績はない。

その他地域文化創造館で行われるイベント等を資料にまとめました。以上を踏まえ、条例の位置づけや管理形態についてご協議いただきたい。

(会長)

ありがとうございました。この件について皆様の意見を頂戴したい。

(委員F)

以前、千早地域文化創造館の傘下に入るという懸念は払拭されたのか。

(会長)

千早地域文化創造館条例の位置づけとは違う形を希望した。それを踏まえた4パターンの運営形態 提示である。

(副会長B)

地域文化創造館条例では施設の利用料が必ず発生する。その仕組みを外し、新設条例のもと区直営で管理していきたい。これまでの体育館・校庭の利用方法を考慮して無理なく利用できるよう新条例を作っていこうとするものである。

資料1-1の事業(講座等)について、新設条例では「実施しない(場の提供のみ)」区の直営では「委託又は区が自ら行う」となっていて分かりにくい。占有利用など細目については今後決めていくもので、あくまで大枠を示したものと理解してよいか。

(学習・スポーツ課長)

ご指摘のとおりである。区の直営で委託又は区自らが行うとあるが、やらない場合もある。必要に応じて、場の提供のみであっても「何かやってみよう」となった際にできるという趣旨である。

(施設計画課長)

豊島区地域文化創造館条例の第3条において、各種の講座、展示会その他の事業の開催に関する事 等、各種事業を行うこととなっている。行わなければならない。

一方、新設条例案においては「事業」という項目は無く、区民相互の交流と自主的活動の場を提供 し、とあるように、場所を提供することのみが目的の条例となっている。

(委員H)

指定管理者にして違う地域の事業者が入ってくると、この地域には馴染まないと思う。さらに条例 の位置づけについても事業項目を踏まえ、パターン1の運営形態が適している。

(副会長B)

初めてのモデル事業となる。今後他でも普遍的に使え、区民が交流できる場というものを意識できると実りの多いものとなる。

(施設計画課長)

条例の目的については仮で作成したものである。今回は運営形態についてパターン1から4のどれが相応しいか決めていただきたい。新条例については今後改めてご検討いただく。

(委員 P)

地域文化創造館は指定管理者が運営しているようだが、各館それぞれ指定管理者が決まっているのか。

(学習・スポーツ課長)

まず、地域文化創造館条例では指定管理者で運営ができるとしている。区が直営で行う部分もある。 千早地域文化創造館では多目的ホールを区直営で運営している。それ以外は同じ指定管理者が運営を しているが、必ずしも同じ指定管理者が運営するものでもない。

(副会長B)

指定管理者制度というものは儲ける仕組みがあってのもの。その点、ここの区民交流センターは儲

からない仕組みになっている。区の直営が望ましい。ひろばの管理員の課題もある。しばらく区直轄 で管理していただき様々な事例を検討していけると良い。

運営形態はパターン1が良い。

(委員F)

米田副会長の意見で良い。当初は既存条例でよいと思っていたが、新しい形態でのスタートが適している。

(委員G)

運営形態はパターン1で良い。新条例案の名称について「区民交流センター(仮称)」とあるが「地域交流センター」としたらどうだろか。地域に密接した名称が良い。

(副会長B)

今後考えていく。

(委員F)

新条例での施設になった場合、他の地域の方々の利用に問題は生じないか。

(副会長B)

以前の利用者協議会の時は区外の方々の利用もあった。排他的な部分は外しつつ状況をみながら運営したい。運動会や入学式などの事案も出てくる。今後は行政側の判断と考える会の意見を集めながら運用形態を確立していきたい。

(会長)

運営形態について、パターン1の新設条例で区の直営で良いだろうか。<全員賛成>パターン1で決定する。

次の次第、桜の移植について説明をいただく。

(土木担当部長)

先日、地域の会の方々(5名)に立合いをいただいて決めた植樹案を資料(図面)にした。 既存の樹木を伐採しないと桜を植えられない。

- ・ひろば南側のアオギリを伐採して桜を新設する。
- ・東側エノキを伐採して植える。
- ・更に北側のスダジイを伐採しその脇に植える。
- ・校門左側のヒマラヤスギは、既存の桜や記念植樹のハナミズキにかかるので伐採する。
- ・続いて、体育館側のどんど焼きをする場所の周りはカキの木を残して他を伐採し、ソメイヨシノ の並木を作ってはどうか。
- ・体育館脇のブドウを三角地へ移植する。
- ・体育館入口右側のムクノキは隣の桜より大きい。伐採して桜を生かす。
- ・防災倉庫跡地に1本植える。
- ・体育館裏側のソメイヨシノはきのこが生えている。樹木診断をし、判断をする。
- ・北側について、イチョウを残し、他の樹木は一旦整理をしてはどうか。
- ・三角地の通り側も2カ所に桜を植える。 $20\sim30$ cmほどに成長したカキの苗は移植し、果樹園作りに向けて話合う。キウイを植える案もあるがツルが暴れる懸念がある。冬場に話を進めないと植える時期を過ぎてしまう。2 月いっぱいを目途に話合いたい。

(会長)

ありがとうございます。

保育園の西側にも1本植えていただきたい。

(副会長B)

保育園側でも希望している。

(副会長A)

先日立合いに欠席し申し訳ない。この案は伐採し過ぎではなかろうか。あまり切らないでいただきたい。どんど焼き箇所の、カキの木のみを残して伐採する件は違和感を覚える。東側の辺りに桜の木がないので1本植えられないか。もう1度皆さんで話し合いたい。

(副会長B)

体育館側のムクノキについて、専門の方に桜の生育に問題ないか診断してもらいたい。

(十木担当部長)

ソメイヨシノは日陰に弱い。現状、ムクノキのほうが大きいため共存は難しい。地際でムクノキを切り、根が腐っていくとソメイヨシノの栄養として取りこまれていく。抜根はしない。

どんど焼き付近についても、桜並木を作るにあたり、日陰による生育の問題がある。

(副会長A)

反対をしているわけではない。もう一度検討いただきたい。

(施設計画課長)

次回改めて整理してお示しする。

(委員L)

三角地の東側に架線のない電柱が2本あり、通行上よくない。外してもらいたい。

(福祉総務課長)

確認し、対応する。

(会長)

次の次第、ふるさと千川(ひろば)の利用状況について説明をいただく。

(十木担当部長)

利用者数の傾向を資料にした。

7~8月の暑い時期に利用者数は低く、9月になり再び利用が増えているようだ。

(委員H)

一般的な公園と比べて利用者数は多いのか。

(土木担当部長)

近隣保育園の存在による影響もあり一概に言えない。フラワー公園などは保育園児が集まるので賑 やかである。そのような公園に比べるとやや少ないと思われる。

(委員H)

以前は保育園児の利用は多かった。

(十木担当部長)

土目についても以前のほうが利用は多かったように思われる。

(副会長B)

シルバーさんが利用者と接点を持とうとしていない。正確な利用者数データを求めるのも難しい。 他と比べることなく継続していけばよい。実際に、このひろばより利用者数の少ない公園もある。

(会長)

次の次第、その他についてお願いする。

(保育課長)

10月24日、保育園の運動会で利用させていただいた。保護者の方々、お子さまたちに大変喜んでいただけたと園長より報告を受けました。ご協力いただき有難うございました。

(委員H)

ひろば女子トイレの案内表示の件は対応しているか。

(事務局)

現在作成中である。

(副会長A)

これまで、冬にイルミネーションを設置していた。地元住民の期待もあり今年も設置したい。塀や 樹木を使って設置したい。

(副会長B)

寄贈されたLEDもある。電気を使わせていただきたい。

(副会長A)

保育園と協力していきたい。12月からひと月半お借りしたい。

(土木担当部長)

承知した。

(副会長A)

単管置場の件についてはどうなったか。

(施設計画課長)

施設整備課長が直接現場で確認するとのことである。

(副会長B)

単管置場を体育館北側にアームを付けて作るという提案をしている。後日確認していただく。地域 活動倉庫に作るという話はなくなる。

(委員F)

通りの名称を付けられないものか。ふるさと千川通りとなれば、ひろばも活気づくと思う。将来的な展望としてどうだろか。

(副会長B)

よいと思う。要望としてこの先も考えていけるとよい。考える会もこの先継続していけるとよい。 (会長)

次回についていかがか。

(施設計画課長)

来月にもう1度開催し、樹木の件など年内に決めていきたい。12月24日に開催させていただく。 (副会長B)

副区長の予定に合わせる。必ず出席していただきたい。

(会長)

これにて本日の会を終了する。来月は24日(木)に開催する。ありがとうございました。